

# 令和6年度溝清掃・環境美化活動に伴う ごみ等の受け入れ日程について

## 1 受入内容

自治会・町内会・住民団体等の環境美化活動を推進するため、溝清掃活動等の実施により回収された土砂、雑草、散乱ごみに限り、下記の日曜日の臨時受け入れを実施します。

## 2 受入日 ※ 12月～3月の受け入れはありません。

	溝清掃・環境美化の日
令和6年 4月	28日(日)
5月	12日(日)・26日(日)
6月	9日(日)・30日(日)
7月	28日(日)
8月	25日(日)
9月	8日(日)・29日(日)
10月	13日(日)・27日(日)
11月	24日(日)
備考	<p>令和5年度から草・木類の分別区分の収集を月に一度行っています。集積場からあふれない程度で草・木類の分別ルールに基づいたものは出していただけますのでご活用ください。ただし、集積場では<b>土や泥は収集できません</b>ので、ある場合は上記受入日に搬入してください。</p> <p>上記受入日以外の日にご搬入する場合は<b>(土や泥は上記受入日のみ)</b>は、別途減免申請が必要です。申請方法については市資源循環推進課資源循環推進係(55-5305)へお問い合わせください。</p> <p><b>※清掃活動による土・泥は、上記受入日以外での搬入不可。</b></p>

## 3 申込方法

### ○オンラインからの申込

右のフォームから申し込んでください。

### ○電話からの申込

エコトピア亀岡(Tel 27-2123)に電話で申し込んでください。

団体名、代表者名、役職名、郵便番号、代表者の住所、電話番号、搬入時間、車両台数、雨天時の予備日等をお伺いします。搬入時間、車両台数等未定の場合でも受付可能ですが、受入日までにご連絡いただきますようお願いいたします。

オンラインからの  
申込フォームはこちら



URL:<https://logoform.jp/procedure/JbYC/270>

#### 4 申込期限

受入日の14日前まで

#### 5 受入場所

エコトピア亀岡（東別院町大野法華1番地）

#### 6 受入時間

午前9時から正午まで

#### 7 注意事項

- (1) 事前申し込みのない場合は受け入れできません。
- (2) 搬入の車が多い場合はお待ちいただく場合がありますのでご了承ください。
- (3) 側溝の堆積物（泥）や刈り草などは、あらかじめ水きりや天日干しするなどして、できるだけ減容化しておいてください。
- (4) 長尺ものは、あらかじめ切断するなどして、1メートル以下の長さにしてください。また、コンクリートはこぶし大の大きさに砕いてください。
- (5) 運搬物が走行中に落下、飛散しないようお気をつけください。車両に「産業廃棄物運搬車」などの表示がある場合には、見えないようにしてください。
- (6) 農機具、廃油、薬品などの処理困難物は、絶対に持ち込まないでください。それらの販売店や製造業者などに引き取りをお願いしてください。
- (7) 不法投棄物は、原則、土地所有者又は管理者において処分いただきます。ただし、道路・河川などの公共用地に不法投棄された廃棄物などがあれば、事前に市環境政策課（25-5023）にご相談ください。
- (8) ごみの種類によって荷下ろしの場所が異なります。「亀岡市のごみの分け方・出し方」に基づいて分別し、車両ごとに区分して積載するなど、円滑に荷下ろしができるようご協力をお願いします。特に、可燃物と不燃物で分けるなどの、最低限の分別が一切されていないものは、受入できません。
- (9) 農業用水路の清掃活動によって回収される土砂は、受入できません。
- (10) 持ち込み時には必ず職員の指示に従ってください。指示に従わない団体は持ち込みをお断りさせていただく場合がありますので予めご了承ください。



※ 上記注意事項は、関係者の皆さんにも、十分ご周知いただきますようお願いいたします。

## 集積場不正排出ごみの取扱いについて

日頃は、集積場の適正な維持管理に御協力を賜り誠にありがとうございます。

集積場に不正排出されたごみの処理については、毎年10月頃に配付させていただいております市指定ごみ袋をご活用いただき、定期収集日に集積場に排出いただくか、溝清掃時・環境美化の日などにエコトピア亀岡にお持ち込みください。

取扱いの詳細は下記のとおりです。

※令和5年4月から分別区分が変わりました

区 分	排出状態	取 扱 い
紙類 (月1回)	新聞紙用のポリ袋に入れて出されている。	○ 紙類はビニールもしくは紙製のひもで縛って出してください。
	ピザ等の汚れた紙が出されている	○ 汚れているものは市指定燃やすしかないごみ袋に入れてください。通常の定期収集日に集積場で収集します。
草・木類 (月1回)	竹が出されている	○ 竹は長さ50cm、太さ10cm以下にし、市指定燃やすしかないごみ袋に入れてください。通常の定期収集日に集積場で収集します。
	基準を超える大きな木材等が出されている。	○ 草・木類の束ねる場合の基準が、枝の長さが50cm以下、太さが10cm以下、束ねた太さが30cm以下で出してください。 ○ 束ねるのが難しい場合は透明・半透明の袋(45ℓ以下)で出していただくことも可能です。 ○ 上記以上の大きさの物は粗大ごみとなりますので、溝清掃・環境美化の日エコトピア亀岡に持ち込んでください。
	土嚢袋、麻袋に入れて出されている。	○ 透明・半透明の袋(45ℓ以下)に入れて出してください。
小型金属類 (月2回)	家電製品が入っている。	○ 環境美化の日・溝清掃にエコトピア亀岡に持ち込んでください。 ○ <u>家電4品目は市では処分できません。</u>
	包丁・ナイフが入っている。	○ ガムテープなどで巻き、市指定の埋立てるしかないごみ袋に入れ危険と表示し、出してください。
燃やすしかないごみ	袋に入っていない。  例：段ボール、雑誌、剪定枝など	○ 一辺50cm以下にし、市指定燃やすしかないごみ袋に入れてください。通常の定期収集日に集積場で収集します。 ※ 段ボールや雑誌は紙類の回収日にビニールや紙の素材のひもで縛り出してください。 ※ 剪定枝は草・木類の回収日にひもで縛り出してください(長さ50cm以下、太さ10cm以下に限る)。
	レジ袋、紙袋、紙箱などが出されている。	○ 一辺50cm以下にし、市指定燃やすしかないごみ袋に入れてください。通常の定期収集日に集積場で収集します。

区 分	排出状態	取 扱 い
埋立てるしかないごみ	袋に入っていない。 例：ひもなどで縛って出されているものなど	○ 市指定埋立てるしかないごみ袋に入るものは、その袋に入れてください。通常の定期収集日に集積場で収集します。（但し、電子レンジは袋に入っても粗大ごみ扱いとしてください。） ○ 袋に入りきらないものは、粗大ごみとなり収集できませんので、不正に排出され啓発ステッカー（赤色）が貼付されたものは、溝清掃・環境美化の日にエコトピア亀岡に持ち込んでください。
	レジ袋、米袋などで出されている。	○ 市指定埋立てるしかないごみ袋に入れてもらえれば、通常の定期収集日に集積場で収集します。
プラスチック	可燃・不燃ごみが入っている。	○ 可燃ごみは市指定燃やすしかないごみ袋、不燃ごみは市指定埋立てるしかないごみ袋に入れてもらえれば、通常の定期収集日に集積場で収集します。
	ペットボトルが入っている。	○ ペットボトルを取り出して、ペットボトル用の任意の透明の袋（45ℓ以下）にキャップとラベルを取り除きすすいでペットボトルだけを入れていただければ、定期収集日に収集します。
ペットボトル	ペットボトルがキャップとラベルごと排出されている。	○ キャップとラベルは、取り外して、プラスチック（資源ごみ）で出してください。ペットボトルは任意の透明の袋（45ℓ以下）に入れて出してください。
空きカン	袋に入っている。	○ 空きカン収集日に、空きカン収集専用ネットにカン（水洗いして）だけを入れていただければ、定期収集日に収集します。
空きビン	食料・飲料用以外（化粧ビン・ガラス製品など）が入っている。	○ 市指定埋立てごみ袋に入れてもらえれば、通常の定期収集日に集積場で収集します。
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ 例：こたつ、ベッドなど	○ 収集できませんので、不正に排出され啓発ステッカー（赤色）が貼付されたものは、環境美化の日・溝清掃などにエコトピア亀岡に持ち込んでください。
	不燃性粗大ごみ 例：自転車、ストーブなど	○ 同 上
処理困難物	タイヤ、バッテリー、消火器、オイルヒーター、農機具、廃油、薬品など	○ <u>市では処分できません。</u> 管理者において適正に処理をお願いします。
家電4品目	テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマテレビ）、冷蔵庫（冷凍庫）、エアコン、洗濯機（衣類乾燥機）	○ <u>市では処分できません。</u> 管理者において家電リサイクル法に基づき適正に処理をお願いします。